

項目名	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け等に係る非課税措置の延長											
税目	所得税											
要望の内容	<p>ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け及び児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税等を非課税とする措置を講じる。</p> <p>【関係条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法第41条の8、租税特別措置法施行規則第19条の2第14号及び第19号 											
新設・拡充又は延長を必要とする理由			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: center;">(—</td> <td style="text-align: right;">百万円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(改正増減収額)</td> <td style="text-align: center;">(—</td> <td style="text-align: right;">百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(—	百万円)	(改正増減収額)	(—	百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	(—	百万円)										
(改正増減収額)	(—	百万円)										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住宅支援資金の貸付を行うことにより、資格取得や就労又はより稼働所得の高い就労などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。 また、児童養護施設等を退所した者であって就職した者又は進学した者のうち、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者に対して、住居支援費や生活支援費、資格取得支援費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 ひとり親家庭住宅支援資金貸付金は、自立に向けて取り組む児童扶養手当受給者等に対し、住居費（上限4万円）を貸し付けるものであり、貸付を受けた者が1年以内に就職し、就労を1年間継続した際には返済免除とすることにより、低所得のひとり親の自立支援を図っている。 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業は、家庭の支援等に欠け、安定した生活基盤の確保が困難な施設退所者等の中でも、特に経済的な困難に直面しているものに対し、家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費を貸し付けるものであり、貸付を受けた者が就労継続した際には返済免除とすることにより、施設退所者等の自立支援を図っている。 これらの制度による貸付金が返済免除とされた場合の免除益について、ひとり親や施設退所者等の自立の妨げとならないよう、返済免除とされた場合の免除益の非課税措置を講じる必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	上位レベル1. こども政策の推進 中位レベル5. 児童虐待防止等対策に関する施策の推進 中位レベル6. ひとり親家庭等の自立支援に関する施策の推進及びこどもの貧困対策の総合的推進
		政策の達成目標	ひとり親家庭や児童養護施設等の退所者が安心して貸付金を借りることができる環境を整え、その自立の促進を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	・ひとり親家庭住宅支援資金貸付：返済免除件数：105件（令和4年度） ・児童養護施設退所者等自立支援資金貸付：返済免除件数：319件（令和3年度）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	貸付金の償還免除は自立の促進の観点から制度上認めているものであり、それに対して課税することは自立を妨げることになるため、返済免除額を非課税とすることはそうした事態を避けるため有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	○ひとり親家庭住宅支援資金貸付 就業等に向け、意欲的に取り組むひとり親家庭に対して、家賃の全部又は一部の貸し付けを行うことにより、生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進する。 （母子家庭等対策総合支援事業（164億円）の内数） ○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付 就職や進学等のために児童養護施設等を退所した者等に対して、家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費の貸し付けを行うことにより、施設退所者等の自立を支援する。 （児童虐待防止対策等総合支援事業（208億円）の内数） ※上記予算額はいずれも令和6年度概算要求のもの
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	自立支援を目的として貸し付けられた住居費の返済の免除益が自立の妨げとならないよう、非課税とする必要がある。 自立支援を目的として貸し付けられた家賃支援費や生活支援費、資格取得支援費については、返済が免除された場合の免除益に係る税負担が自立の妨げとならないよう、積み増し分についても同様に措置する必要がある。

		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>(ひとり親住宅支援資金貸付金) 令和5年度税制改正要望で、令和5年度予算に係る分について認められた。</p> <p>(児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業) 令和5年度税制改正要望で、令和4年度第二次補正予算に係る分までについて認められた。</p>
	これまでの要望経緯	<p>(ひとり親住宅支援資金貸付金) 令和4年度、令和5年度税制改正要望で、令和5年度予算に係る分までについて認められた。</p> <p>(児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業) 平成31年度税制改正、令和5年度税制改正要望で、令和4年度第二次補正予算に係る分までについて認められた。</p>	